



暮らし

ゴールデンウィーク期間中は
ごみ収集・し尿のくみ取りを休止します

問い合わせ
廃棄物対策係

4月29日(火)は祝日ですが、通常ど
おりにごみの収集を行います。

ゴールデンウィーク期間の5月3
日(土)から6日(火)までは、ごみの収集、
ごみ処理場への持ち込み、し尿のく
み取りおよび申し込みの受け付けは
行いませんので、ご理解とご協力を
お願いいたします。

なお、5月7日(水)から通常どおり
の収集等となります。

2月はレッドカ
ードを2枚使用し
ました。分別表を
よく見て、正しい
分別でごみを出し
ましょう。



家庭用流し水くみ取りの
申し込みを再開します

問い合わせ
廃棄物対策係

冬期間、受け付けていなかった家
庭用流し水のくみ取りの申し込みを、
4月1日(火)から再開します。

くみ取りを希望する場合は、早め
に電話等で申し込んでください。

●申し込み／有限会社厚岸清掃社 ☎
52-2488 (IP告知端末からも
申し込みできます ☎52-2488)

飲酒運転は
厳罰です！

問い合わせ
自治振興係

飲酒運転は、運転者はもちろんの
こと、車両・酒類を提供した人や同
乗した人も罰則等の対象になります。
周りの皆さんも、運転者が飲酒する
ことのないよう注意しましょう。

また、飲酒運転は重大な交通事故
にもつながります。飲酒が予想され
る場所には、車で出かけないように
しましょう。

●飲酒運転に係る主な罰則

▽酒酔い運転をした場合／運転者本
人・車両提供者5年以下の懲役また
は100万円以下の罰金、酒類提供
者・同乗者3年以下の懲役または50
万円以下の罰金

▽酒気帯び運転をした場合／運転者
本人・車両提供者3年以下の懲役ま
たは50万円以下の罰金、酒類提供者・
同乗者2年以下の懲役または30万円

以下の罰金

防災行政無線・IP告知
情報端末設置について

問い合わせ
防災情報係

地震・津波などの災害時に緊急通
報を行う防災行政無線と、町からの
お知らせを受信する機能などがある
IP告知情報端末を各家庭に無償で
設置しています。

次のような場合は手続きが必要で
すので、ご連絡ください。

▽住宅を取り壊す・新築する場合
▽他市町村から転入した・転出する
場合

▽転居する場合

また、機器を設置していても、放
送が流れないなど使用できないとき
は、故障している場合がありますの
で、ご連絡ください。

民間の事業所等が防災行政無線の
設置を希望する場合、従業員や来客
者に対し、迅速に災害情報を周知し、
避難誘導を実施することを目的とし
て、受信機およびアンテナなどの付
帯設備を無償貸与します。なお、取
付費用は事業所等の負担となります。

●無償貸与できるもの

▽防災行政無線受信機1台

▽ダイポールアンテナまたは三素子
アンテナ一式

●無償貸与できる事業所等の条件

▽事業所として独立した建物または
住宅の1室を利用していて、事業所

と住宅が明確に区分されており、住
宅から放送を聞き取ることが困難で
あること

▽事業所内に事業主または従業員が
勤務していること



▲現在のIP告知情報端末



▲現在の防災行政無線

●申し込み・問い合わせ／防災行政
無線について＝危機対策係、IP告
知情報端末について＝防災情報係

お客さま窓口
について

問い合わせ
窓口サービス係

町では平成11年5月1日から、役
場の窓口を総合化し、お客さまに對
して分かりやすく、迅速な行政サー
ビスを提供するため、お客さま窓口
を設置しています。

転入・転出など住所異動の届け出
マイナンバーカードに関する手続き
や、各種証明書の発行、死亡届提出
後の手続きなど、お客さまからの用
件を確認し、担当課に取り次ぐなど、
状況に合わせて対応します。

来庁の際にご不明なことがありまし
たら、お気軽にお声かけください。

詳しくは町のホームページをご覧
ください。